

経済建設委員会会議録

令和元年9月12日(木)

(開会) 10:12

(閉会) 14:27

【 案 件 】

1. 認定第 13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第 14号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第 15号 平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第 16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第100号 令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第117号 土地の処分(鯉田工業団地)
7. 議案第105号 飯塚市森林整備基金条例
8. 議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例
9. 議案第120号 指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)
10. 議案第111号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
11. 議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
12. 議案第114号 飯塚市土地開発公社の解散
13. 議案第122号 市道路線の認定
14. 議案第116号 財産の処分(山倉)
15. 請願第 1号 「飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)」に関する請願

【 所管事務調査 】

1. 有害鳥獣対策及び森林整備について

【 報告事項 】

1. 厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について (産学振興課)
2. アジア経済交流推進事業視察ツアー(ベトナム・ミャンマー)について (国際政策課)
3. 「スタートアップワールドカップ 2020 日本予選 九州大会 in 飯塚」の開催について (国際政策課)
4. 市道上における車両損傷事故について (穂波支所経済建設課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案4件の審査につきましては、一括議題とし、まず執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決を保留し、最後に、認定議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

以上のように、委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営させていただきます。

それでは、「認定第13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第14号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、及び「認定第16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、一括して補足説明いたします。

まず、第13号の水道事業会計の決算についてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算書の19ページをお願いいたします。まず、平成30年度の(1)業務量でございますが、(イ)配水量に記載しております年間総配水量は、1462万1347立方メートル、そのうち、(ロ)種別・口径別有収水量の計が、1266万54立方メートルでございます。有収率は86.59%となっております。次に(ハ)給水戸数、給水人口についてですが、戸数は5万8720戸で前年度より増加、給水人口は12万4341人で前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

次に、収支についてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算資料3ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額は22億679万4309円となっており、うち、1.給水収益は19億3376万1067円で前年度に比べ785万円の減少、対前年比99.6%となっております。

次に左側の支出でございますが、決算額は21億9202万4575円となっております。収支の結果といたしまして、下段左側の損益計算になりますが、消費税相当額を除く損益で、6802万7859円の当年度純損失を計上しております。また、下段右側の剰余金計算ですが、前年度繰越利益剰余金から当年度純損失を埋めた結果、当年度未処分利益剰余金は5億1828万953円となっております。

次に4ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収支については右側の収入の決算額は5億701万7784円で、主なものは企業債と出資金でそれぞれ1億7660万円でございます。左側の支出の決算額は18億1065万4767円、主なものは改良事業費で6億6811万119円、中段下の第8期拡張事業費で6億1183万6635円、企業債償還金で4億3794万4827円でございます。決算の結果、右中段に記載しております資本的収支不足額は、13億363万6983円となりますが、その下にお示ししておりますように、当年度消費税収支調整額等の補てん財源をもって補てんしております。

次に、第14号の工業用水道事業会計の決算についてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算書の44ページをお願いいたします。まず、平成30年度の1.業務量ですが、契約件数は昨年度と同様6社で、イ.配水量に示しておりますが、年間契約水量は17万455立方メートル。年間総給水量は、中ほどに示しております12万9430立方メートルとなっており、昨年度に比べて1万3614立方メートルの減となっております。

次に、収支につきましてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算資料7ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額は5076万3758円、左側の支出の決算額は4670万5085円で、左中段の損益計算に記載しておりますように、消費税相当額を除く損益で372万6913円の当年度純利益となっております。またその右側の剰余金計算に記載していますように、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度未処分利益剰余金は、9590万7287円となっております。次に、予算第4条の資本的収支については、支出の決算額が447万8760円となっており、右下段にお示ししておりますように、当年度消費税収支調整額等の補てん財源をもって補てんしております。

次に、第15号の下水道事業会計の決算についてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算書の65ページをお願いいたします。まず、平成30年度の1.業務量でございますが、イ.処理水量に記載しております年間総処理水量は、636万1193立方メートルで、前年度に

比べ37万4297立方メートルの減となっております。ハ、水洗化戸数処理件数は、2万4042戸、水洗化人口は5万2653人で昨年度に比べて増加となっております。

次に収支について説明いたします。飯塚市公営企業会計決算資料の8ページをお願いします。予算第3条収益的収支につきましては、右側の収入の決算額は、20億7659万8085円で、うち下水道使用料は、2行下になりますけれども、10億1079万1537円で前年度に比べて若干の減、前年度対比99.9%となっております。

次に左側の支出の決算額は18億6242万7282円となっております。下段左側の損益計算に記載しておりますように、消費税相当額を除く損益で1億8165万8017円の当年度純利益となりました。9ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収支については、右側の収入の決算額は8億5540万7481円で、主なものは企業債で3億7050万円。その下の補助金で、4億5817万7351円でございます。左側の支出の決算額は16億3075万3585円で、主なものは建設改良費で9億8243万1781円、企業債償還金で6億4832万1804円でございます。決算の結果、右中段の資本的収支不足額は7億7534万6104円となりますが、その下に記載しておりますように、当年度消費税収支調整額等の補てん財源をもって補てんしております。なお資本的収支の下部欄には地方公営企業法第26条の規定に基づく繰越額等を記載しております。

最後に、第16号の病院事業会計の決算についてご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算資料の12ページをお願いいたします。予算第2条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額は3億6419万410円、左側の支出の決算額は5億6041万9084円で、中段の損益計算に記載しておりますように、1億9622万8674円の、当年度純損失となっております。この結果、中段右側の剰余金計算に記載しておりますように、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は7億2504万448円となっております。なおこの当年度未処理欠損金につきましては、現金の収支を伴う経費でございまして、長期前受金戻入、減価償却費及び資産減耗費により積み上がった損失でございまして、病院運営にかかわる交付金や、企業債償還金等の現金収支については、一般会計や指定管理者から受けておりまして、事業運営に影響するものではございません。下段の予算第3条の資本的収支につきましては、右側の収入の決算額は9913万2870円で、主なものは補助金で2009万9814円。納付金で7903万3056円でございます。左側の支出の決算額は1億65万1090円で、主なものは企業債償還金8933万2502円でございます。決算の結果、右下段にお示ししておりますように、資本的収支不足額が151万8220円となりますが、その下の過年度分損益勘定留保資金等の補てん財源をもって補てんしております。以上簡単ですが、認定議案4件の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりました。初めに監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、議題中「認定第13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

水道決算の概要の結びで、さらなる財政基盤の強化と健全経営に努められるよう要望と監査委員から言われておるんですけど、こういうことが指摘されててどういう対応ができるのか、何か考えておるのかお尋ねします。わかりますか。

○企業管理課長

3月の時点でおおむね決算の状況が、現在、赤字の決算ということで提出させていただいて

おります。4月に入ってすぐに企業局内で行革の体制をとりまして、水道施設の統合による維持更新費用の削減や、管路資材の見直し、そしてダウンサイジングによる経済性の向上、耐震性能のアップや更新年数の延長、トータルコストの削減等々に取り組んでいるところでございます。また、第二次飯塚市行財政改革の後期実施計画の中でも、上下水道料金の収納率の向上、隣接する事業体との広域化、遊休地の売却などの実施項目を掲げながら、これらを推進していくことで経営の改善につなげていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

確かに努力されて収納率は97.31%と昨年よりも0.51%上がっておると。けどしかし、これを100%となったとしても、結果黒字化という形になっていくのかどうかなんですよ。というのはどうしても供給単価が給水原価よりも低くなっておるから、これはなかなか思うように黒字化が図れないんじゃないかなと思ってるんです。努力されておりますがね。民間委託とかいろいろしながらも、努力されてるのは承知しております。しかし、現実的にはどこかで限界が来るんじゃないかというふうには思ってるんです。というのは、給水人口が減ってるということです。人口が減ってるから、使用量が減ってるから、どうしても総売り上げが少ない。少なくなっていく傾向にあって、現状の義務的経費とか固定比率を考えていったときに、どうしてもどこかで、水道料金の値上げを考えていかななくてはいけないんじゃないかと思って。そのときが来るのではないかと思うんですよ。たしか新聞報道等では県下では飯塚市の場合、皆さんの努力で単価は安く抑えられてるとは思いますけれど、その点考えますと指摘されておりますけれど、さらなる財政基盤の強化と、健全経営に努められるように要望というふうになっておりますけど。さて、監査委員はこういうふうに言われてますけど、やはりどこかで無理がくるんじゃないかと思っておるんですけど、その心配はないかどうかお尋ねいたします。

○企業局長

質問委員のご心配される点、ごもつともだというふうに思うところもございまして。しかしながら、現在、水道事業の経営状況は確かに、人口減少や、節水機器の普及により、収入は減少し、一方で、老朽化した施設、管路の更新に係る事業費は増加している状況にございまして。実際、平成30年度におきまして、赤字を計上いたしておりますし、しかしながら現時点におきましては、即料金改定というふうには考えておりません。まず、先ほども担当課長が答弁いたしましたように、経営状況を改善するため、現在、飯塚市の行財政改革後期実施計画に取り組んでおりますし、また、企業局独自の経営改善に向けた取り組みを進めているところでございます。このような行革改善を十分に行った上で、ことしそれでもどうしても難しいというふうな状況になって初めて、料金改定の議論をさせていただければというふうに思っておりますので、その間我々としては、行財政改革に真剣に取り組んで、何とか経営の改善に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○道祖委員

5年ぶりに赤字になったということをやっぱり踏まえて、今後のことを考えていただきたいと思います。指摘されてますので、この指摘どおり努力していただいて、難しいとは思いますが、次年度の決算では黒字化を目指していただきたいと思いますということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これについても指摘されておるんですけど、事業内容の抜本的な見直しを行い、適切な事業運営を求められておりますけれど、毎年のことながら、やっぱり過去のいきさつがあって工業用水を保持しておくということまで来ておりますね。しかし、結果として給水する企業が少なくなってきたり、企業としても自己防衛で、井戸やいろいろな考えて節水にも努められ、どうしてもこれが黒字化になっていかないと。こういう事業内容の抜本的な見直しを行いとあるが、抜本的に見直しを行うのかどうか、これについても、今後の企業誘致との絡みの中でやはりどうするかを考えていかなければいけないというふうには思います。毎回毎回これは指摘されますからね。どうしても一般会計からの補填でここまで来ておるわけですけど、その点考えますと指摘に対して何らかのコメントがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○企業局長

工業用水道事業につきましては、これまで市の施策として継続に向けて普及促進活動を行ってまいりましたが、使用者の増加につながっていない状況でございます。委員ご指摘のとおりでございます。今後、管路、施設等の更新も必要となっていく中で、経営の効率化に向けた取り組み等について、現在、経済部のほうと協議を進めているところでございますので、今後その協議を積極的に推進していきたいと。その上で、どうしていくかというところの判断をしていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

短期的にはちょっと大変かもわかりませんが、やっぱり長期的に全体のまちのあり方から考えていったときにどうあるべきか、詰めて検討していただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これについても結びにいろいろ指摘されておるんですけど、これは議案の質疑に対して、飯塚市の公共下水料金は高いという指摘がされておったと思います。しかし、現実的に見ますと、使用料単価が196.51円で、汚水処理原価が216.10円となっておるということを考えますと、全て賄ってないということを考えますと、まあ努力されてるんだろうと思います。料金が安いという指摘はあるにしてもね。努力されておるんならと思いますけれど、指摘がある中で、今後この料金についてはどう考えていくのか。何か考えられておるのかどうか。

○企業管理課長

料金についての今後のあり方についてのご質問でございますが、そのこととは別に現在取り組んでおりますこととして、まず今後の施設の改築、更新に関しまして、現在ストックマネジメント計画を策定しているところでございます。現在のところでは料金改定については、検討には至っておりません。

○道祖委員

ここに書いてるように、指摘されているように、新設よりも、今後維持管理のほうに費用負担が多くなっていくというふうにやっぱり思われるんですけど、ストック計画を作っておいて努力していったらということでもありますけれど、どうなんでしょう。本当に現状維持ができるかどうかなんですよね。現状維持をするとするならば、やはり下水道の整備されたところの引き込みを、いかにやっぱり100%にしていくかという問題になっていくと思うんですけど、ただ問題は今度は下水道整備したところで空き家が生じたりいろいろしますので、思うとおり

やっぱり収容率というか、それが上がっていかないのではないかと思いますよね。そういうことを考えますと、今も答弁されましたけど、ストック計画をシビアにやはり原価計算していかないといかなものかと思っておりますので、ここに書いてあるように基盤強化に努め、継続的にサービスを提供されますよう要望しますって、ここはこういうふうになってますけどね。その辺をよく踏まえて業務に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これについてもせんだっての委員会で、同僚議員がほかの病院に比べて財政的にどうなんだということをいろいろ質疑されておりましたけど、単純に言えば補助金なしでは病院経営は赤字になっておりますので、やはり、例えばここに報告にありましたように、ベッドの利用率の問題が70%だったと思いますけど、これはいつも言うことですが、患者さんが少ないことは健康的なまちだということも言えるんですけど、しかし経営だけ考えますと、ベッドの利用率を上げていかざるを得ないと思うんで、そのときに前回の委員会でも指摘しましたけど、じゃあ何十%がやっぱりその損益分岐点なのか。通院外来者の数も、もうこれは顕著に出てきますもんね。先生がかわったら外来数は極端に減ったりしてきましたんでね。であるならばやはり、先生だけじゃなくて病院の人気を上げるために、いつも言ってるんですけど、患者が待合室で時間を過ごせるようなことを考えてまいりたいと思ってるんですけどね。なかなか進んでないみたいですけど。おかげさまでこのごろ市立病院通ってませんが、少し改善されてきたのかなと思うんですけど、まだまだだと思うんですけどね。そういうことを、患者さんが減ってイライラしないような病院のあり方についても考えていただいて、外来患者数は上げる。これもやっぱり経営能力でございますので、その辺についても取り組んでいただきたいなと思っております。企業管理者、このごろ病院に通院されておりますか。

○企業管理者

おかげさまで体の調子がよろしいんで、最近は行っておりません。待合の問題も毎年指定管理者側と意見交換を行う中で要望もしておりますし、指定管理者側でも努力はされてあるところでございます。さらに今の委員のご指摘を踏まえた中で、サービス向上に努めていきたいというふうに感じております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。これより討論、採決を行います。

議題中、「認定第13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成30年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第15号 平成30年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成30年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第117号 土地の処分(鯉田工業団地)」以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第100号」並びに「議案第117号」につきまして、一括して補足説明させていただきます。

最初に「議案第100号 令和元年度飯塚市工業用水造成事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明を申し上げます。補正予算書の25ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1101万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億305万5千円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書によりご説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。歳入につきましては、財産収入、不動産売払収入といたしまして、鯉田工業団地第1区画の市有土地売払収入2億1101万2千円を収入見込み額として計上するものでございます。内容につきましては、議案第117号の補足説明におきましてご説明させていただきます。

下段の歳出でございます。公債費におきまして、鯉田工業団地の土地売払収入に伴います繰上償還のため、市債償還元金1億3812万6千円を追加計上させていただきます。補正後の額1億5347万4千円につきましては、ご議決いただきました後に福岡県市町村振興資金の一括償還をいたします。なお、余剰財源7288万6千円を予備費に留保いたしております。

次に、「議案第117号 土地の処分(鯉田工業団地)」について、補足説明をいたします。議案書の74ページをお願いいたします。契約の相手方となります中村精工株式会社は、岐阜市に本社のある金型の製造販売を主な業務とする自動車関連の企業でございます。今回、九州の拠点として鯉田工業団地第1区画2万9720.87平方メートルの取得を希望されたところでございます。担当課といたしましては、市民の皆様の雇用の場の確保、税收の確保、自動車関連産業のすそ野の広がり、地域産業、地場産業の活性化といった観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、鯉田工業団地第1区画を中村精工株式会社に売却

したいと考えております。売買価格は2億1101万2千円でございます。中村精工株式会社の本社は岐阜市柳津町北塚四丁目41番地の3、代表は渡邊章氏でございます。なお、工場棟の建設に当たりましては、できる限り地元業者を活用をいただきますようお願いをしております。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 令和元年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第117号 土地の処分(鯉田工業団地)」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市森林整備基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第105号 飯塚市森林整備基金条例」について補足説明いたします。

議案書の32ページをお願いいたします。本条例制定案につきましては、平成30年度の税制改正において決定されておりました森林環境税及び森林環境譲与税の創設を法制化するため、平成31年通常国会において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が提出され、平成31年3月29日に公布されております。この法律の施行に伴い、譲与される当該譲与税を積み立て、適正な管理運営を行うため、新たに森林整備基金を創設し、その運用を図っていくために本案を提出するものでございます。本条例案の主な内容につきましては、第1条において、本市における森林整備等に要する経費の財源に充てるため、飯塚市森林整備基金を設置することを定めております。次の第2条では、積み立てる額を基金として予算に定める額と、基金の運用により生ずる収益とすることを規定いたしております。施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。以上簡単ではございますが、「議案第105号 森林整備基金条例」についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 飯塚市森林整備基金条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)」以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)」についてご説明をさせてい

ただきます。

まず、前後しますが「議案第120号」のほうを説明させていただきます。議案書83ページをお願いします。現庄内温泉筑豊ハイツにつきましては、令和2年3月31日をもって、条例が切れることとなっております。この閉鎖に伴いまして、指定管理期間を短縮するものでございます。提案理由としまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。庄内温泉筑豊ハイツにつきましては、現期間が平成28年4月1日から令和3年3月31日の5カ年でございますが、これを平成28年4月1日から令和元年12月31日まで、3年9カ月間とするものでございます。

続きまして、「議案第110号」につきましてご説明させていただきます。議案書48ページをお願いします。先ほど、議案第120号でご説明しました指定管理期間の短縮につきまして、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの期間につきましては、指定管理の期間を市の直営にするために、条例を修正するものでございます。この修正案につきましては、指定管理者、これを市長に改めるものでございます。議案書50ページから52ページまでにつきましては、新旧対照表を記載しております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 指定管理者の指定期間の変更(庄内温泉筑豊ハイツ)」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第111号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第111号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の53ページをお願いいたします。今回の改正は、市立病院の診療科目のうち、神経内科を脳神経内科に変更し、また、自治法が改正されることに伴いまして引用している条項の改正を行うものでございます。54ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条で、神経内科を脳神経内科に改めておりますが、これは神経内科が心療内科や神経科と混同されること。また、脳卒中などの疾患でも神経内科の受診を思いつかず、適切な治療のタイミングを逸することが生じていることなどの理由によりまして、日本神経学会において、科目名の変更が決定されたことに伴いまして改正するものでございます。次に、第6条になりますが、自治法から引用している条項、下線の部分になりますが、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものでございます。以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 飯塚市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の55ページをお願いいたします。水道法の改正によりまして、指定給水工事事業者の指定について、更新制が導入されることに伴い、更新手数料を定め、また、水道法施行令の改正に伴いまして引用条項の改正を行うものでございます。56ページの新旧対照表をお願いいたします。第8条第1項、第8条第2項及び第35条になりますが、水道法施行令から引用している条項、下線の部分になりますが、第5条を第6条に改めるものでございます。

次に、別表第3手数料に8、更新手数料を追加しておりますが、これは水道法の改正により、指定給水工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、更新手数料について定めたものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第114号 飯塚市土地開発公社の解散」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木建設課長

「議案第114号 飯塚市土地開発公社の解散」について説明させていただきます。

議案書の65ページをお願いいたします。土地公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるために提出するものでございます。別添資料の飯塚市土地開発公社の解散についてをごらんください。1. 趣旨につきましては、公社設立時の意義や役割が薄れてきたこと。また、土地の長期保有による簿価上昇を解消するために、今年度末をめどに解散、清算終了を目指し、今後、所要の進めていくものでございます。2. 公社を解散する理由につきましては、3つ挙げております。1つ目は、土地の先行取得を主な業務とする公社の設立時の意義や役割が薄れてきたこと。2つ目は、保有土地の借入金及び利息は、土地開発基金の借りかえにより実質的な財政負担は生じないものの、利息を含む簿価の上昇を解消すること。3つ目は、公社は先行取得した土地を市が取得する際の事務費により運営しておりますが、平成29年度からは事業収益が少なく、市の補助金を受けている状況にあること。これらの理由から、公社の解散に至ったものです。3の公社保有土地の現況ですが、表に示すとおり、AB2つの事業用地があり、それぞれ面積、事業課、備考欄に取得日を記載しております。解散に伴う譲渡価格につきましては、先行取得時の取得価格に利息を加えたものが簿価で、その簿価と事務費を合算したものが譲渡価格となり、

10月18日見込みでの額となっております。なお、事業Aについては、平成24年度末に市中銀行からの借入金を基金に借りかえ、利息Bは、その間の利息を基金から借り入れたもので、利息Cは、基金からの借入れに対する利息となり、現在の利息は基金に対してのみが発生している状況でございます。4の保有地の処分及び借入金の方法につきましては、市の土地開発基金を活用することで、新たに利息負担を発生することなく、基金が取得して、公社は補助金を返済するものです。詳細は手続フローに示しておりますが、①で資金を一般会計より借り受け、②でその資金を基金に返済するものです。その後、③で基金と公社で売買契約を締結して、譲渡金は公社へ、土地は基金の保有地となります。④で残余財産は解散後に一般会計に帰属することになり、資本金と合わせて引き渡すこととなります。5のスケジュールにつきましては、解散の流れに示しておりますとおり、本議案の議決承認を得ましたら、10月上旬に用地売買、11月に解散認可の申請を行い、清算手続を今年度3月末までに清算終了登記を経まして、来年度6月議会で解散報告を行うものとなります。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 飯塚市土地開発公社の解散」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第122号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書85ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は9路線、延長を2071.1メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から6番までの路線は、農道の格上げにより路線認定を行うものです。路線カ所は86ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号7番の路線は、開発帰属により路線認定を行うものです。路線カ所は87ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号8番及び9番の路線は、寄附採納により路線認定を行うものです。路線カ所は88ページ及び89ページに記載しております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:10

再開 11:30

委員会を再開します。

次に、「議案第116号 財産の処分（山倉）」及び「請願第1号 『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部に「議案第116号」について補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第116号 財産の処分（山倉）」について補足説明を行います。なお、本日、内容について審議がかなり深くなりますので、添付の資料もあわせてご説明をさせていただきます。

まずは、議案の概要でございます。地方自治法第96条第1項第8号及び、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出させていただいております。処分する財産は、鉱業権でございます。所在地は飯塚市山倉地内。種類は採掘権。鉱種として石灰石。登録番号福岡県採掘権登録第2473号。処分面積は3万7300平方メートル。処分価格は5720万円。契約の相手となります事業者でございますが、福岡県田川市大字弓削田80番地、名称、関の山鉱山株式会社、代表取締役社長中村義道氏でございます。

議案の概要については以上ですが、今から資料についてのご説明をさせていただきます。配付しております資料のほうをお願いします。資料1ページ目をお願いいたします。今回、鉱業権及び市有地売却についてこれまでの経緯についての整理をいたしておる資料でございます。過去、石炭鉱業の不況により、鉱物の開発を行い、もって町政振興を図らんとするためという理由により、旧庄内町で取得した鉱業権ですが、経済事情による採算がとれないことなどの理由により、その事業着手の延長申請を行ってまいりました。しかしながら、元来、鉱業法の趣旨は、鉱物資源の合理的な開発を目的としており、特に平成24年1月の改正鉱業法の施行後は、採掘ができないのであれば、速やかに鉱業権の権利放棄や事業を行える事業者への譲渡などを行うよう、国から指導がっております。飯塚市としましては、鉱業権の権利放棄はあらゆる事業者がその放棄した鉱業権を取得することが予測されるため、国の鉱業権設定の許可基準である経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用はもとより、過去発生したとされる粉じん被害や騒音、振動等の生活環境に被害を与えない事業者への有償譲渡を基本として、地元である山倉、入水自治会への理解を求める協議を行うこととし、国に対する事業着手の延長許可申請を行ってまいりました。改正鉱業法が施行されてからは、資料中段にお示ししますように、平成24年9月24日での飯塚市議会経済建設委員会への報告を初め、平成24年以降、市議会への報告を3回、また山倉、入水地区の役員様や住民の皆様と継続した説明会を18回実施してまいりました。また、継続した協議の中で、関の山は庄内のシンボルであるため、庄内全体としてこの問題を考えてほしい。との山倉、入水地区からの問題提起により、飯塚市として本年3月20日、5月23日及び7月24日に庄内地区自治会長様の皆様のお時間をいただき、ご意見をいただくこととなりました。内容につきましては、飯塚市としましては1ページ目下段に記載しておりますとおり、関の山が庄内のシンボルであること。関の山の環境が損なわれること。関の山山頂及び登山道を守ること。地元被害を及ぼすような騒音の問題、粉じんの問題、水の問題、環境劣化の問題に関することについて、市としましては最重要課題と捉えておまして、この課題を解決する最善の策として、本結論に至っております。

具体的には資料2ページ目をお願いします。本結論に至った経緯につきましては、まとめております。

(1)は国との約束を記載しております。諸条件を満たし、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば、本鉱業権について移転すること。

(2)では地元の意見を、また(3)では鉱業権の売却について、売却した場合と売却しない場合のフローを記載しております。ここでは、国との約束上、鉱業権を売却しない場合、市

が鉱業権を放棄することとなり、地元の意見としてありました関の山山頂付近の鉱業権、3ページの甲地区の鉱業権まで市が失ってしまい、結果として、山頂付近が開発される可能性が高まります。

次に、(4)では乙地区における市有地の売却について記載しております。ここで協議をする中で、土地を売却しなければよいのではないかとの意見もいただきましたが、市有地の売却については、十分な検討を行います。ただし、鉱業法第104条の規定により、他人の土地の使用が認められているため、売却しなくても採掘される可能性がありますことも申し添えます。

次に、公害等の諸問題につきましては、事業者から提出されております事項に、一部市の実施内容について追記しており、本日の資料の9ページ、10ページに添付しておりますような住民の皆様からいただいた意見、これを分類し、その対策案を記載しております。9ページには防災対策や公害対策、10ページには農地対策や環境保全対策を記載しております。

再度、9ページをお願いいたします。1番、防災対策につきましては、採掘地域、これは田川市側からになります。防災用の調整池をつくります。次に、公害対策につきましては、平成15年以前までは、三井鉱山株式会社が採掘しておりましたが、その当時より、火薬量を3分の1に減らし、また、発破は1日に1回と決め、できる限り粉じん、騒音の防止に努めております。特に粉じんにつきましては、私自身が8月22日に、現地約50メートル付近で発破の実施を確認しております。山の稜線を超えるような粉じんではなかったことを確認しております。それでも降灰等が生じた場合は、現地調査を行い、補償しますこと。

次に、10ページをお願いします。農地対策につきましては、現在、入水地区に設置しておりますポンプの維持管理について、継続的に対応していくこと。

次に、環境保全につきましては、田川市から採掘することや、採掘終了後には植林を行い、リハビリ等の対策を基本として、関の山鉱山株式会社のほうから実施していただくということで考えております。このようなことを踏まえ、最終的に、国の移転認定基準等を参考にしながら、公害等諸問題を解決する事業者と決定いたしまして、本鉱業権を売却するという結論に至っております。

繰り返しになりますが、市としましても関の山を守るという気持ちは皆様と一緒にです。先ほど説明したとおり、鉱業権を放棄するということは、今回売却する鉱業権と同時に、関の山山頂付近の鉱業権も放棄することとなります。関の山を守るために、今回、鉱業権を売却しますことをご理解いただきたいと思っております。以上で終わります。

○委員長

お諮りいたします。議題中、「請願第1号」を審査するに当たり、紹介議員として、永末雄大議員に出席を求め、説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。(紹介議員着席) それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○永末議員

お手元に表示されているかと思うんですけども、今回先ほど説明のほうがありました飯塚市所有の鉱業権(山倉、綱分地区)に関する売却に関しまして、反対の意思を明確にいたしました請願のほうを提出させてもらっております。その分につきまして、ちょっと説明を補足させていただきたいと思っております。まずちょっと委員長のほうでお取り計らいいただきたいんですが、私のこの請願をちょっと説明するに当たりまして、資料を数点、皆様にお配りしていただきたいんですが、その点をまず取り計らいいただけないでしょうか。

○委員長

ただいま紹介議員から資料を提出したい旨の申し出がありました。お諮りいたします。資料の提出を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。資料の配付をさせます。

○永末議員

まず今回の請願につきまして、出させていただいております理由でございますが、請願の理由のほうにも書いておるんですけども、まず1点目、この鉱業権に基づく開発行為によりまして、山倉、入水、綱分地区の住民生活に少なからざる影響が生じ得るということを考えております。私も庄内地区に生まれまして、庄内地区で育ちまして、今現時点も庄内のほうで暮らしております。日々、この関の山を背に生活をしておるわけですが、こちらの山倉地区の方にも話を聞きましたけども、やはり今現時点でも、非常に粉じんでありますとか、そういう騒音でありますとか、そういった部分で生活に実際に支障を来しておるというふう聞いております。これ以上こういった開発が進んだ場合は、本当に生活に困っていく、実際に自然環境を扱うこととなりますので、そうなった場合に、どういった影響が及んでいくのか、今の周辺には農地も広がっております。そういった部分の農地に対する影響、実際の災害に対する影響、そういった部分も十分に配慮するというを事業者のほうは言われているんですけども、実際のところ、自然環境に対しましてそういった確約はできません。ですので、こういったことをまずはやらないでほしいというふうな強い要望を受けております。

もう一点、こちらの関の山というものが、実際我々庄内の住民にとってどういった山なのかという部分でございます。なかなかわかりにくい部分もあるかもしれませんが、一例としまして、庄内小学校、庄内中学校では校歌がございますけども、まず、一番最初のフレーズにこの関の山というフレーズが出てきます。私も小学校、中学校とこの校歌を何度となく歌ってきましたが、それほど、まず校歌の一番最初に出てくるような山でございます。それほど庄内の住民にとってこの関の山というのが、生活に根差した欠かせない山になっております。ですので、まさにこう地域のシンボルというふうな山でございますので、その外観を変形させる開発に至りますので、ぜひそういった部分をやめてほしいというふうな強い要望を受けております。

もう一点、仮に市の鉱業権が取り消されて、新たに事業者などにより、鉱業権の設定を行ったとしても、市が土地を売却しなければ開発は進まないということで要望いたしております。これに関しまして、先ほど市の担当のほうからも説明があったかと思いますが、私のほうもちょっと独自に調べましたので、その部分でお聞きいただきたいと思っております。まず追加の資料を提出させていただいております。皆さんもうおわかりだと思いますけど、まず1ページ目でございます。今現時点の鉱業権の状況というのは、1ページ目の中段あたりにありますが、鉱業法62条の2項に基づいて、事業着手の延期の認可申請をずっと行っておるような状況でございます。実際に来年の8月が、今の受けた認可の期限かと思いますが、そこまで実際に認可申請をしなければ、取り消されるというふうな状況でございます。市としては取り消し、そうなっていった場合には取り消しではなく放棄をするというふうなことも言われておりますけども、いずれにせよ来年の8月に権利が、何もしなければ消滅するというふうな状況でございます。

次の資料になりますが、2ページ、3ページでございます。飯塚市として今回、山を守らなくてはいけないという部分について、常々ちょっと説明のほうをされておるのが、この鉱業権を実際に延長申請しない場合と売却をする場合というふうな2つのケースで、売却をすることによって、この地域が守れますよというふうな話をされます。一方で私たちは、売却をせずともこの地域を守る手だてがあるというふうなことで考えております。その一つの要因といえますか、根拠としまして、この資料の右のほうの下のほうに、鉱業権の土地所有権というふうな表現が記載しております。これは九州経済産業局のほうのホームページでございますが、それ

を読み上げさせていただきます。「鉱業権が土地に関する権利と別個の権利であるとはいえ、土地所有権や土地使用権等の土地使用権限に優先するものではありません。正当な権利の行使である限り、土地所有者等は、鉱業権が設定された鉱区内であっても自由な土地利用が可能です。一方、鉱業権者は、鉱物の採掘や探査等のために地表を使用するには、当然、当該土地の使用に関する権利を取得しなければなりません。さらに、鉱業権は、公共用施設や建物の地表地下とも50メートル以内での採掘について制限を受けるなど、もともと公益を保護するとの観点から一定の制限を内在した権利であるということが出来ます。」ということが、九州経済産業局のホームページに明確にうたっています。こういった部分もございますので、仮に鉱業権を放棄するという事になったとして、甲区、乙区のほうから飯塚市の鉱業権がなくなったとしても、まずもって、鉱業権と所有権というのは違う権利でございますので、今のほうを持っている所有権というのを市の意思として、しっかりとここは売らずに持つておくという部分があれば、開発は進まないというふうに考えて今回の請願を出しております。

また、最後のページになりますけども、これも同じく九州経済産業局のホームページ上からとりまして、実際職員のほうにも確認をいたしました。フロー図になっておりまして、鉱業出願という部分と、着業準備と着業というふうな2つの段階に分かれるということでございます。実際に鉱業権を新たに設定する流れでございます、これは。そのときに、上段の鉱業権の出願の際には、地元との同意等の必要はありませんというふうに聞いております。ですので、新たに鉱業権を設定するに当たっても、鉱業権の設定までは地元の同意は要りませんが、実際に開発行爲、着業に及ぶ場合に、こちらのほうに明確に書かれておりますが、他法令の手續と権益調整という部分がございます。まず(1)自然公園法、森林法、農地法、鉱山保安法等の法令や各種条例の許認可手續等と(2)土地所有者、地元との調整というふうでございます。この土地所有者、地元との調整というのは何かというふうに聞きましたところ、これは明確に書面等で、地元との同意を鉱業権者がとっておるかどうかというのを確認しろというふうに回答を九州経済産業局のほうからいただいております。ですので、この部分がない限りは開発が進みませんので、市として、議会として、この部分を明確に守るという部分の意思があれば進みませんので、ぜひともこういった部分から最後の部分の請願書の中身だというふうに理解をいたしております。こういった部分で、私どもはぜひともこの売却のほうには反対していただきたいということで、請願の紹介議員となっておりますので、どうぞ前向きな審議のほうをよろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。

○城丸委員

今ご説明がありました旧庄内町が鉱業権を取得したということで、申しわけありませんけど私は龍王山の麓に住んでいますので、庄内町のことを最近までわからなかったわけですけど、今この鉱業権は採掘することを前提にとられたと思うんです。庄内町はですね。ただ今校歌の話も出ましたけど、その関の山が校歌に出てくるんですよということですけど、この鉱業権取得とどちらが先かとかそういうのはわかりませんが、このときは昭和38年4月、このときは採掘を条件にとられたと思うんです。庄内町はどう変わってきたんでしょう。

○永末議員

実際に確かに委員おっしゃられるように、この昭和30年代においては、こちらの鉱業権を設定してやっていくというふうなところで、やったというふうに聞いております。ただ当時とやはり実際環境が変わっております。いろんな意味でですね。経済の環境も変わっていますし、いろんな産業の状況も変わっております。ですので、当時はこういった形で、昭和30年代といいますとそれこそエネルギー転換がちょうど起こった時期でもございますので、そういった意味では、石炭産業がそれを担って、実際にこういった部分でやらなくちゃいけないというふ

うな考えが一部あったのかと思われます。そういった部分で、こういったところでしっかりやっ
ていこうというふうなところがあったのかもしれませんが、実際に今それからもう数十年た
っておりまして、実際にその産業の構造は変わっておりますし、ただ、一方で、当時設定をこ
ういうふうにやったという部分が仮にあったとしても、そういった変化があって、今の飯
塚市として、そういった部分を重視するのではなくて、そういう開発ではなく、市民の生活の
ほうを重視していく、そういった部分の意思が明確に表示されればよろしいのではなかろうか
というふうに考えます。

○城丸委員

庄内町が着手しなかったという事は資金的な理由でしなかったということを知っております
けど、ある程度のところまで採掘をやっぱりしようとする意思はあったんだと思います。私も
その辺がどこで変わったのかなという単純な疑問があります。時代背景の中で、今説明ありま
したように変わってきたと。いうことで理解しとっていいですか。

○永末議員

私はそのように考えております。ただ権利自体は市が持っている権利ではありますので、そ
うですけど、一方で平成18年ぐらいに、飯塚市の時代に、以前いらっしゃった市場議員とい
う方が庄内地区から選出されていた方がいらっしやいまして、そちらのほうから一般質問をさ
れておったんですね。そのときに、明確に市のほうが、今の梶原副市長でございますけども、
当時経済建設部長だったと思いますが、明確にこれ売却するんですかというふう聞いたとき
に、売却しませんというふうな答弁されてるんですよ。そういった意味では、そこで市とし
ての考え方も変わっているというふうにもみなせるのかなというふうに考えてます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今、平成18年に市場議員が質問して、答弁は飯塚市としては売却しないという方針であっ
たということですけど、そのときは、経済産業省はまだ法律を改正してなかった、平成24年
に改正しておりますよね。そこで状況が変わってきてますよね。鉱業権を設定して6カ月以内
に着手しないならば、それはもう着工しないもんだということで、戻しなさいと。そういう指
導があったんじゃないかと思うんですけど。だから市場さんが質問したときはそういう時代で
あったけれど、その後法律が変わったから、市としては、鉱業権を持って土地を売却するこ
とによって、今回、出されてるように、それなりの、よく地価が上がるからですね、当初庄内町
が願ってた内容で、経済の財政に寄与するという目的にかわっていったんだろうと思うん
ですけど、時代背景というのは、平成18年と24年以降の違いというのは、そういうことある
んじゃないかと私は思うんですけど、あなたはどのようなふうに思いますか。

○永末議員

市の、姿勢のほうをちょっと聞かれましたので、私は市場議員の質問に対する市側の回答が
ありましたので、そういった明確な売りませんというふうな答弁がありましたので、それがそ
の時点での姿勢であるというふうに思っていますし、願わくは、法律変わりましたけれども、
同じように今もその姿勢であってほしいと、私としては思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

確認をさせていただきます。請願文書の中下段のほうに市が土地を売却しなければ開発は進
まない、その裏づけとして今資料を2つ提示されまして、鉱業権と土地所有者権のことと、
鉱業出願届から着業準備等っていうところでありましたけど、これ以外にその裏づけになる土地
を売却しなければ開発が進まないっていう何かそんなものがございしますか。

○永末議員

私のほうで今現時点で準備できているのはこれだけでございますけども、九州経済産業局のほうからとった資料でございますし、実際に担当のほうにも私の身分も明かしまして、飯塚市議会議員の永末といいますということで、実際ちょっとこういったことでいろいろと審議がっておりますので、ぜひともそういった意味での回答をしてくださいということで回答を聞きまして、これに沿った回答をいただきましたので、十分に大丈夫な回答じゃなからうかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。永末議員さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

次に、議題全般に関する質疑を許します。

○平山委員

昨日も議案に対する質疑の中で、川上議員の大変長い2時間近くの質問の中で、今までの経過についてありました。私はその後、川上議員から経済建設委員会に審査要望は何かあるのかなと思っておりましたが、なかったので私なりの質問をしたいと思っております。

これは6月4日の経済建設委員会の中で経緯の説明がっております。ちょっと長くなりますが、読みます。

市所有「鉦業権（山倉・綱分地区）」の取り扱いについて報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。昭和37年6月に旧庄内町議会において、「炭鉦業の不況により鉦物の開発を行い、もって町政振興を図らんとするため」という理由により、鉦業権取得の議決を受け、昭和38年に山倉、綱分地区にまたがる2鉦区について、国の許可を得て石灰石採掘権を取得しました。2鉦区の概要につきましては資料中段にお示ししますとおり、登録番号2472号が10万9400平方メートル、登録番号2473号が3万7300平方メートルとなっており、それぞれ、市有地及び個人地等にまたがり設定されております。

資料2ページをお願いいたします。取得当初は町による採掘事業を展開する予定としておりましたが、その後、採掘事業は行われず、昭和48年8月までは資金難のため、平成24年8月までは景気変動による生産コストの高騰により採算がとれる状況にない等の理由により、事業着手の延長許可を継続してまいりました。当時は、事業着手の延長許可においても緩やかでございましたが、平成24年1月の改正鉦業法により、認可基準の厳格化、事業未着手鉦区に対する法運用の厳格化により、延長許可も困難となりました。このままでは、飯塚市における鉦業権の所有は困難であることから、平成24年9月24日の飯塚市議会経済建設委員会において報告を行いました。経済的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉦害等諸問題を解決し、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば鉦業権の移転を認めるという理由により、国の延長許可を受け、その後3回の延長継続の承認を受けているところでございます。しかしながら、飯塚市においては、技術的能力等において適切な主体であるとは言い難く、今後、現在の理由による国の事業延長許可が困難となることも予想されます。あわせて、今後、事業延長許可が認められなくなり、鉦業権の取り消しがなされたなどの場合は、その鉦業権の取得を巡り、さまざまな事業者が競い合い、地域住民の意思とは異なった考えの事業者が取得することも想定されます。このことから、譲渡先となる優良かつ地域住民の不安等を解決しうる採掘事業者の早急な選考及び地域住民の理解促進を進め、鉦業権及びそれに付随する土地について、有償譲渡する方向で考えております。

という報告がありました。私はこの文章を見て、本当に庄内の時から鉦業権を取得し、なかなか売却できなかったものを、今やはり地域住民と理解ができた上で、これを売却に持ってい

くんだという、そういうふうには私は理解して、大変いいなと思っておりました。しかし、その後飯塚市所有の鉱業権に関する請願が出されました。そして、つい最近、ここに代表者の名前が載っている山倉自治会長浅田英二さん。それに何名かが私の家に訪ねてこられました。そして、私たちは同意は1回もしたことがない。それに対して市はこういう文章の文言のもとに、売却を進めていっていると。そして、先ほど委員会の同僚委員からも質問がありました庄内町のときに採掘権を、さっき私が読みましたように、炭鉱は不景気になり、今度その鉱業権を取った後に、それを売って庄内町の経済を潤そうという考えでとったという説明もありましたけど、浅田会長は言いましたよね、そうじゃないと。本当はこの鉱業権を取ったのは、昭和30年ごろから、田川のほうからどんどん入水のほうに石灰石の採掘があっていると。そういうことで、そのときの庄内町の町議会議員さんたちが、この庄内に押し迫ってくる公害、これに対して何とか手を打たなければならないという考えもあったという話を、私、聞いております。そしてそのときに一緒にこられた方が自分の家の屋根に石灰石が降ってきて、温水器がもう真っ白になったと。そして近隣のビニールハウスにも石灰石がかかって、ビニールの透明度がなくなると。そしていろんな公害が生じたということを知っております。それは飯塚市のほうと、その鉱業権を売るということに対しての地域での説明会があったときにそういう話が出ましたか。

○商工観光課長

被害の概要については、何度かお聞きしておりますが、鉱業権の取得理由、今質問委員が言われますような理由については、私どもは聞いておりません。

○平山委員

それでは、今、同僚委員の質問に、永末議員が平成18年に市場議員が本会議で一般質問をされた。そのときには、市は売らないという答弁をされたということを知ってましたね。私にもその資料が入っております。その前に実際に公害はあったんですか。それと入水地区に対しての公害の補償は未だにまだあっておるんですか。そこちょっと答弁をお願いします。

○商工観光課長

私どもの残っております資料に基づいてご説明させていただきますが、昭和40年代後半にこれは被害状況として、青物や花卉等の品質低下や、降灰の家屋汚損、屋上温水器の機能低下、ビニールハウスの遮光、遮音の障害、鑑賞庭園の品位下落などの意見が出された報告がっております。補償については存じておりません。

○平山委員

入水はどうなっているんですか。

○商工観光課長

入水についてはポンプの運転というふうな形の分については、お聞きしておるところでございます。

○平山委員

ということは実際に公害があったんですね。そう理解していいでしょ。平成18年に1市4町合併いたしました。その時には、1350項目ぐらいの合併協議の項目がありました。それに向けて、各町から行った合併した議員さんたちは一生懸命、自分たちの今後の地域について議論をしておったと思います。その中で、庄内地区のこれは名前を出していいのかわかりませんが、庄内を愛する議員だったと思います。その方が一般質問をされた内容を読み上げます。

関の山の石灰の鉱業権についてまず質問をしたいんですけど、その前に2つほど先に質問に答えていただきたいと思うんですが、まず第1に、石灰の鉱業権、いわゆる採掘権なんですけど、これの譲渡の申し入れがあっているかどうかということと、私たちはちょっと珍しいんじゃないかと思っているんですが、例えば県内で、ほかの町村で鉱業権を持っているような市

町村がどのくらいあるのかということについてお尋ねしたいと思います。1点目の鉱業権の売買について、そういうふうな例があるかということでございますが、そのような打診があったことはございます。2点目でございます。自治体が鉱業権を持っているようなケースがあるかというふうなことでございますが、ご質問につきまして、九州経済産業局、それから、県に対しまして調査をいたしました。鉱業権所持に関する情報が開示されておりませんので、所持状況は把握できませんでした。ただ、宮崎県のほうでそういう例があるというふう聞いております。

また議員の質問です。

いずれにしても、いわゆる譲渡の申し入れがあったということと、珍しいんじゃないかということをお話したいと思うんですが、まず、何で旧庄内町が鉱業権なんかを持っているかということについて、ぜひ市長を初めとして、飯塚の執行部の方にご理解願いたいと思っております。というのは、御存じと思いますが、あれは船尾のほうから、大正年間らしいんですけど、石灰の採掘をずっとしてきたわけなんです。そして、それが年月が進む中で、昭和30年ごろになったら、いわゆる関の山の横っばらに当たります入水というところからがけみたいになってきたんです。それで、庄内町の住民にとっては、関の山というのは特別な思いがありますので、何とかせないかんというその考えの中で思いついたのが、いわゆる鉱業権、採掘権を取得して山を守ろうということなんです。

私はここの文章を読んだときに、先ほど同僚委員の質問もありましたが、本当の意味は、庄内町がこの鉱業権をとったのは、採掘をして庄内町の財政に充てるために、鉱業権をとったのではないと私は確信しております。続きをいきます。

どういうことかと言いますと、庄内町の関の山というのは、そんなに高い山じゃないんですけども、周りが低いもんで、標高360メートルぐらいですか、周りが低いもんで、360度眺望のきく非常に見晴らしのいい山なんです。それで、庄内町の中央にもあるということで、今も春と秋に登山会をやったり、朝日を、元旦の御来光を拝む場所でもあるということ。それで非常に愛着があるという。エピソード的に言いますと、昭和20年代の終わりごろに、時の青年団が関の山に日の丸を掲げようということで、下から木材を運んで掲揚台をつくって掲げたことがあるんです。ところが、当時のいわゆる木材でやるだけですので、どうしても風で折れる、旗が飛ぶということでその後やんだんですけれども、そういうふうな愛着がある山で、何とか守りたいということなんです。

ここから公害の件と、山を守ろうということで、何で庄内町が鉱業権を取ったかというちょっと本題に入ってくると思います。

それともう一つ、当時考えられたことは、この前、農林で調べていただいた結果、やはり非常にため池の、庄内というのはため池が多いんです。というのは、やっぱり裏を返せば水が少ないということなんです。それで、山がなくなると当然水がなくなるとことの危機感もあって、それで、当時の人たちが考えついたのが、いわゆる鉱業権を取得することによって関の山を守るということで、今現在、鉱業権を飯塚市が持っているという流れだと思います。それで、さらに重要なことは、その後採掘が進みまして、昭和四十四、五年ごろですか、たしかこれはハウス農家の方が最初に気づかれたというふう聞いてはいるんですが、いわゆるハウスが透明度がすぐなくなるという現象が起きたということなんです。というのは、石灰が付着して、ハウスに付着するためにすぐ曇るということから話が出まして、現実には公害補償というのが起こったわけです。一部地域では、一昨年、三井がセメントの採掘をやめたということで、一昨年廃止になっているところもありますけれども、そのいわゆる採掘場所である入水地区というんですけれども、そこについては現在も公害の補償を受けているというような状況です。それで、そういう公害が発生しているというはっきり結論が出ている採掘、それで、関の山を仮に採掘すると、先ほど言いました入水の非ではなくて、甚大な被害を及ぼすということが予

想されるわけです。それで、恐らく石灰の粘着力から考えたら、人体にもいわゆる影響が出るんじゃないかと思えます。それで、そこら辺でいわゆる採掘権を、譲渡の申し入れがあっても、これはやっぱり譲渡するとかしないという段階じゃなくて、売るべきやないということで、ぜひ市の方にそういうことを確認していただきたいと思ってきょう質問をしております。

という質問でありました。最終的に答弁として、市は、公害の発生が予測されるような鉱業権につきましては売却する考えはございません。という答弁をいたしております。私はこれは非常によい判断だったと思えます。それから時が過ぎて、今、昭和何年ですか。何年ごろに鉱業権の方法が変わったとか、最初にとった理由は鉱業権を採掘するためじゃなかったとか、そういういろんな質問がありましたけど、私は本当にこの庄内の地区にとっては、実際に公害が起こっております。それで、今一生懸命私が最初に言った私たちの6月4日の委員会で報告を受けました中で、公害が起きたときにも、その公害を解決できるような会社。もう予想しているんですよね、公害が起きるといふ。そういうなんか文言じゃないかなと私は感じたんですけど。それで、先ほど永末議員も言われたように、これも経済産業省の事業着手延期許可申請状況の中で、地元住民の合意が得られる業者があらわれれば、ということの文言が入ってるんですよね。そして、地元の人たちが私のとこに来て訴えるのは、私たちは一切いいと言ったことはない。ずっと反対をしてくれているということを知っております。それで、ちょっと私が言うのが、これまた見解の相違とは思いますが、全然、飯塚市のこれを売却しようという考え方と、地元住民の考えと全く相反してないと思うんですよ。どうですか。

○商工観光課長

私どもも、平成24年の法改正以降、先ほども説明しましたが18回程度の説明会を行った中で、いろいろ折衝させていただいた中で、一つ一つやはりこういうふうな資料の9ページ、10ページに記載してありますとおり、一つ一つその対応について、事業者のほうも含めて、どういうふうな対応ができるかとか、そういうふうなところも確認しながら、一つ一つクリアしていこうというふうな形で、その協議を重ねていったというのが事実でございますけれども、その中で一つ一つ、その項目も含めて説明をさせていただいたことが、私たちは一つの理解というふうに感じておりました。その部分について、全くそれが違うんだよというふうなことでありますと、それまでの協議についてのそれはどういうことだったのかというふうな不信感もございまして、一つはやはりその回答事例にも書いております中で、いわゆる公害の問題というのをやはり皆さん気にされてあるというふうに感じましたので、そこは真摯的に事業者のほうとも、やはりこういうふうな条件がありますよというふうなことも提示をさせていただきながら、いやうちはこんな事業者ではありませんと。そこまで酷い事業者ではありませんというふうなことも含めて、回答もいただいたところでございます。そういうところで、私どもとしては、地元にもその折衝の内容もお伝えしましたし、まだこれでは足りないというふうなところも含めてそれを持ち帰り、再度検討し、また詳細な記載をさせていただいて、またお持ちしたり、そういうところも含めて調整をさせていただいたつもりが、それが私どもとしては協議の進行、いわゆる理解を求めていったというふうに感じておりますところでございます。

○平山委員

今の答弁の中で、本当に花卉、果物それとハウス、それで家の屋根、実際に公害があったんだということを認めましたよね。そして、特に今庄内はどんどん人口がふえております。そして、今この1市4町合併した中で、児童生徒が一番ふえております。ほかの、颯田もそうなんですけど、私たちは新年度になったら、たった21人が、2学級しか上がってきません。庄内は33人で3学級ぐらいの、今、児童生徒が入るようなものすごく飯塚市の中でも児童生徒がふえていき、本当に一番将来活発な地域になるんじゃないかなというような予想を私はしております。そういう地区の住民が反対しているこの関の山の売却。これに対する審議は、もう

少し慎重にこれからもして行ってほしいし、そして今ここの請願の中で「仮に市の鉱業権が取り消され、新たに事業者などにより、鉱業権の設定が行われたとしても、市が土地を売却しなければ開発が進まないこと。以上のような理由から飯塚市所有の鉱業権及びその譲渡をすることを反対いたします。」とあります。けど、飯塚市は一生懸命心配してやっておりますよね。これをほかのところがとって乱開発されたらいかんという、そういう思いの中で、一生懸命地域住民のために良かれと思って今こういう提案をしていると思うんですよね。しかしそこにずれがあるんですよね。やっぱりもっと地域住民が納得するような説明のもと、今から進めて行ってほしいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

昨日も長い時間、議案に対する質疑がいろいろあったわけですけど、その中でちょっとわからない点とか、ちょっともう少し聞きたいなという点がありましたので、二、三質問させていただきたいと思います。まだ昨日の議案質疑の中で、これは市長が発言されたんですけど、きょう市長、お見えになってませんが、飯塚市がその鉱業権の売却に絡むことによって、そこに入ることによって、先ほどから公害の問題いろいろ出てますけど、公害に対する抑制といいますか、そういういろんな意味で環境破壊とか乱開発に対する抑制になるんじゃないかというようなことを、言葉は違いますがそういう意味なことを市長も言われていたと思いますけど、その辺をもう少し具体的に詳しく教えていただけますか。

○商工観光課長

私どもとしまして、売却について事業者に対して私どもが対応するということと、その内容について、やはり地元のいろいろなご意見、もうここはこういうところで引けないとかいうところの分について、しっかりその書面等を交わしながら、それを執行してもらおうと。これは売り主と買い主との契約の中でできることだというふうに考えております。それが仮に私どもがその権利がなくなりますと、これは市として、いわゆる国の法律、県の法律に従い、そこに私どもが関与できる、いわゆる個別契約等には関われないというふうなところがございまして、今回、そういうふうな気持ちで提出させていただいているということです。

また今、提案させていただいている以外のところにも、これは大きな甲区がございまして。この大きな甲区、これにはやはり直接登山道、頂上ですね。ここがかかわってきますことから、皆さんが今いろいろなご意見をいただいている中でいわゆる関の山の頂上を守るところについて、何とかその時間の猶予をいただきたいというふうなところも含め、今回、私どもが苦渋の選択をさせていただいたというところでございます。

○城丸委員

今後段の部分については、今から質問しようかなと思っていたところなんですけど、資料の中の鉱業権の売却についての（３）というところ、わかりますかね。鉱業権の処分に関する概略というところがあるんですけど、この中でこの議案が仮に否決になったとして、鉱業権の延長が認められない場合は、乙地区だけじゃなくて甲地区の分も返還ということになるんですよね。そして、もしこれが可決されて、乙地区を売却することになれば甲地区は返還しなくていいということが書いてあると思うんですけど、これは具体的にどういうことでしょうか。

○商工観光課長

先ほどもご説明しましたいわゆる甲区の部分についての延長の申請について、いわゆる乙区を適切な事業者だと判断した市が、その進捗を見ながら、国との約束、それを執行してるといふふうなところの部分についてを国に積極的にアピールといいますか、その姿勢を見せて、なおかつ甲区延長をお願いできないかという部分について、ここについては、今後、この乙区の状況を見ながら、やはり災害が起こったとか、そういうふうなことがないように、監視を

します。もしそういうふうな、地域の住民の方に迷惑かけるようなところがあれば、これは申しわけないけど、その事業者はだめですよとかいうふうなところの分についてをしっかりと諮らせていただきたいというふうな、期間の延長をそういうふうな理由で、お願いしたいというところの部分がありましたもんですから、そういうところでこの、今回、甲区の部分の延長も含めた形の申請をさせていただこうというふうに思っております。

○城丸委員

この資料の中では認められるということで書いてありますが、これは、認められるよう努力していくということなんですかね。認められるんじゃないですかね。認められるよう努力していくということですね。それと、先ほど山頂付近、要は甲地区のところの環境を守っていくと。守っていくことができるということなんですかね、これ具体的にどういうことになりますか。

○商工観光課長

私どもの所管では対応し切れないところもございまして、市全体として、例えば先ほど言われますいわゆる関の山登山者、頂上付近のいわゆる公園化とか、そういうところも含めて、他の理由で使用しているというふうなところについて、そういうふうな整備ができればと。仮に甲区のほうにとられたとしても、私どもはそういうふうなところで使用されてあるんだよと、いうふうなところが強く言えるのかなというふうには考えておりますので、そういうふうなことも検討しながら、これはもう市だけではできません。地域の方も含めて、しっかりとした管理体制、そして皆さんの意思が必要になってくるとは思いますけれども、私どもとしてはそういうことも検討したいというふうに考えております。

○城丸委員

それは鉱業権を持つとか持たんとかの問題なんですかね。持つとかないとそれはできないんですかね。

○商工観光課長

いわゆる鉱業権をとられて鉱業権を別の方が取得される、いわゆる期間のある程度の猶予を何とか保持したいというところがございます。ですから、仮に今回延長が認められないということになれば、ちょっと非常に時間軸の中で動く中では、やはり非常に厳しい状況になると思いますけれども、それを積極的に国のほうにも、延長の理由もしっかり、私どもが努力しまして、何とかその猶予期間を認めてもらいたいというふうには考えております。

○城丸委員

昨日の川上議員の質疑の中で、質問者が誤誘導というふうな言葉を使われていたと思いますけど、仮に鉱業権を返還してほかの開発業者が国に申請し鉱業権を取得した場合、永末議員のいろいろ説明もありましたけど、一応この鉱業権第104条ですか。読む限り非常に強い法律じゃないかと思うんですね。ちょっと読んでみますけどね。「その附近において他人の土地を左に掲げる目的のために利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。」と書いてあるんですね。だからほかに方法がないならその土地使っていいよということですね。誰の土地であろうともということなんですかね。それで、もしそういうことを飯塚市に事前にその申請はあると思うんですけど、売買もしくは採掘の同意を求められた場合、市の対応としてはどういうふうにするんでしょう。

○商工観光課長

現状申し上げまして、私どもは先ほどいろいろ質問委員言われるような過去の事例、公害等の部分で開発を防ぐために、庄内町が設定したというふうなことは一切、行政としては考えておりません。あくまでも開発、これを目的として鉱業権を設定したというふうな議事録でもございますし、そういうふうな延長申請も資金難というふうなことで、あくまでも開発を目的として延長しているというふうに理解しています。つまりこれは事業目的というふうな形でしてお

りますので、この事業目的でこられたいわゆるこの鉱業法の趣旨、この趣旨で、やはり私どものほうに土地の所有もしくは土地の取得の申請があった場合は、やはり国のこれは法律でございまして、法律はやはり私どもとしては、行政としてはその法律に準じてといいますか、協力するというふうな義務が生じるのではないかというふうに考えております。

○城丸委員

請願者とちょっと相反する意見なんで、そのような、どうなんでしょうかね。それと、最後になりますけどもしこの議案が可決して、歳入として6千万円というお金が入るわけですけど、この6千万円がもし入った場合、どういうふうにして使おうと思っておりますか。

○経済部長

この財源につきましては、当然市全体としてのももちろん歳入ではございますけれども、今回のある意味特定の歳入ということでございますから、地域の皆さまがいろいろ今不安をお持ちになっているということも鑑みまして、これはここで私が断言できることではございませんけれども、当然その辺については庁内の中で何らかの対応というのは、言葉としては優先的と申し上げていいんだろーと思っておりますけど、そのような対応が必要だろーというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

確認しますけれど、先ほどこの庄内町が鉱業権を設定したのは、経済的な問題だというふうに捉えてるということですけど、私もそういうふうに捉えております。と申しますのは公害対策で鉱業権を設定するということになれば、それは鉱業法の趣旨からいえば、行政が率先して違法を行ったということになるわけです。それはいかがなものかと。行政に携わる人たちはそれでいこうと。議会がということになれば、それは違反です。違反を庄内町はやったのかということ。これは大きな問題だと私は思います。また経済産業省は、法を平成24年に改正しておるわけですね。お手元の資料の中で、この鉱業法の一部を改正する等の法律が、出されてその概要が添付されておるわけですけど、これはなぜかということはそこにあるわけです。先願主義、先に申請した者が優先して鉱区を取得して、当面の開発意欲のない者などに、開発意欲のない者が鉱業権を持っていると。これが国のあり方にあって正しいのかと。そういうことは許されないから法律が変わってきている。平成18年の質問で、質問議員がそういうふうなことを言って、それはその方が恐らくその町の行政出身の方でしょう。恐らくね。そしたらそれは、その法を守らないといけない人が法を守らないためにつくったんだ、鉱業権を設定したんだということ自体が、やはり問題だと私は思います。だから庄内のまちのあり方そのものがやはり基本におかしかったんじゃないか。だから、平成24年に法が変わったから、そのときの答弁では譲渡しないとか、鉱業権をどうだこうだとそのままそれでやれたんですけど、それじゃいかんと国がまた平成24年に法律を変えたんですから、それに従って行政はやはり、行政にとって住民にとって一番いい方法を今考えて提案されているのだと私は理解しますが、そのように理解してよろしいですか。

○商工観光課長

何度も私も説明をさせていただいてるところ、やはりこの鉱業権の国との約束や、鉱業権の趣旨、そして地域住民の方の利得これも勘案して、しっかり事務方で勘案して上程させていただいているところでございます。

○道祖委員

きょう資料いただきまして、ザーッと目を通しました。そして確かに請願の皆さんのご心配、質問されている委員さんの意見等をお聞きして思っただけですけど、例えばこの鉱業権の設定が昭和38年、大正時代からという話も出ました。確かにその時代からこの地区は石炭か

ら石灰という形で採掘を進めてきていて、いろいろな問題は生じてきたと思うんです。また、戦後の高度成長期に至るまでには、石炭にしる、石灰にしる、セメントですね。セメントはやっぱりある意味じゃ国家の基礎づくりに必要なものだったから、やはり生産量を上げていったというような背景もあるんじゃないかと思うんです。そこで無理して、やっぱり生産性を上げるために、違法なことも行われてきたというようなこともあると思うんですよね。けど、今日、公害法とか環境基本法とかいろいろな名称に変わりつつも、環境に対する保全を目的とした法律等が制定されて、同僚議員が質問したときの石灰の飛散の状況から、今日はその当時と現象は違うんじゃないかというように私は思うんですけれど、もう社会情勢が変わってきているということでありましたけど、そういう面でも社会情勢は変わってきていると思うんですけど、どう思います、行政は。

○経済部長

過去のということで申し上げますと、実際の被害というものが発生していたということは我々も過去の議事録、それから住民の皆様のお話からも承っております。その後、開発が採石が進められたこの近年の状況についても、以前も若干ご答弁させていただきましたけれども、振動の状況でありますとか、発破の状況でありますとか、現状についてもできる限り現状把握しながらこの説明会等を進めてまいったところでございます。したがって、いろんな今ご指摘のございました技術的な進歩等々も進んでおるといふふうに考えておりますけれども、今の状況がどうかということ十分に把握する必要もあるというふうには考えております。

○道祖委員

私思うに、きのうの本会議場で質疑が延々とやられましたけど、行ったり来たりでよくわからなかったんですけど、その中で答弁されていて、こういう答弁されております。「現在、関の山鉦山株式会社では、既に採掘を実施しております。こちらは国のほうの許可を得ているところでございますので、その部分のほうの同種のほうの提出をいただいておりますので、その部分で私どもが判断したというところでございます。」これはこういうことですよ。採掘権を持っているということですよ。現状事業を行っているということをおっしゃっているんですよ。したがって、ちゃんと経済産業省には、事業するには許可申請を出しているから、許可申請の中に全て網羅されているというふうに考えているから、行政としては判断したということではないかと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

○経済部長

ご指摘のとおり既に現時点で石灰岩の採石事業は行われておりますので、その部分については、信用度と申しますか、実際に行われていることとお答えしたところでございます。

○道祖委員

ということは、鉱業法等の法律にのっとり事業をやられていると。ここに経済産業省が法律を変えたということで平成24年3月1日、制定されたやつがあって、改正が平成30年3月15日に出されておりますけど、鉱業法に基づく九州経済産業局長の処分に係る審査基準等についてというのが出ております。これを見る限りにおいては、事業者は法の縛りを厳しく受けているというふうには思うんです。きのう指摘された警察に問い合わせたかと。事業法でちゃんと縛られて許可をもらっている業者は、ちゃんとそこはクリアしているということですよ。端的に言えば。これを読む限りにおいては、申請したときに、例えば鉱業権を初めて出すということにしても、申請して6カ月以内に資金のあり方も出せばいいとかなっている。金は6千万円どうしたんだとかいうような質疑がありましたけど、実際は全てクリアしているというふうには考えるんですね。そしてその中で考えておるのは、やはり公害防止についてもちゃんと縛りはあって、それなりの対応をしてきたということがあつて、してきているから事業継続されているというふうには考えるわけですけど、私の考えは間違っているでしょうか。

○商工観光課長

私のほうも今委員言われましていわゆる公害の件でございます。平成16年にこの関の山鉦山が中村グループに運営されるようになってからは、国からの優良的な表彰的なものも、現地で確認しております。あわせて、国への報告、これは鉦山保安法に基づく国が直轄で事業者を管理する、この鉦山自体を管理するというふうな形の部分で報告を受けております。その部分のいわゆる諸証明、国への提出、そしてそれがちゃんと適切にやっていますよというふうなところの報告書、これも確認はさせていただいているところでございます。ですから、事業に関して、地域の皆様にご迷惑をかけるような事業者ではないというふうには私どもは判断しておりますが、今回、請願の基本となっております皆様のご意見というのが、事業自体の進捗といえますか、事業自体をしないでくれというふうなことが心の本音であるようなことでございますので、非常に私どもとしては、今までの平成24年から、いろいろ訪問させていただいたり、協議させていただいたりした内容について、それはちょっとどうだったのかなというふうなところが一番でございます。

○道祖委員

資料いただいたやつを見ますと、鉦業権の売却についてという形で出されておって、いろいろ地元の意見も書かれておるんですけど、そして鉦業権の処分に関する概略で、売却した場合、乙地区のみ売却することで、甲地区は今後国との協議により、引き続き事業着手の延期許可は認められるというふうになっておって、そして、結果として甲地区の鉦業権を市が所有そして関の山山頂付近の開発を防ぐことができると。これ、こういうことは私は地元の人たちの意に沿っていると思うんですよね。ただ、田川地区からの採掘をするがために、山の稜線が低くなりますよと。これはデメリットですよ。稜線が下がるというのは外観が変わるということですからね。これは地元の反対する人たちには応じられないかもわかりませんがね。だけど、掘削するのもしょっといろいろ読ませていただいたら、例えば青春の門で有名な香春岳は御承知のように、山を上から削ってきて、真っ平になってきて頭が皿のようになってきて、そして採石を落とすところで山肌が見える。そういうふうな掘削の仕方をやっているんですよ。今回掘削しようとしているところは資料によりますと、稜線は低くなるというデメリットだけで、あと田川側から掘削するから、山の緑はちゃんと残って行って、景観は変わらないというような、大きく変わらないというような表現になっていると思うんです。写真もそういうふうになってきております。資料を読む限りはそうなっているんですよ。それと、公害対策の問題についても対策は打ちますよと。先ほど言いましたように公害のあり方も変わってきていますということですから。そしてなおかつ、協議を重ねる中でいろいろな話が出ていて、それに対しては対応していきますよということでやられておるんですよ。提案されていますね。私は、だからよく協議されているなというふうに理解しております。理解しておりますけれど、同僚議員が入水がどうだったと、今でも公害があるんじゃないかとかいうご指摘はあっております。それで私は思うに、やはり外観がどうなるかっていうのは写真ではわかりません。地図でもわかりません。だから現地調査を、やはり議員さんたちがみんな見て、どこがどういうふうに変っていくか具体的に確認して、やはり改めて協議に臨んだほうがいいんじゃないかなというふうな思いがあるんですけど。これは後で委員長に諮ってもらいますけれど、そういうことを、例えば業者さん、仮契約を結んだ業者さんをお願いするようなことはできるんでしょうか。

○経済部長

私、行政のほうとしても、現場のほうは一度お願いして見せていただいたこともございますので、今ここでお返事はいたしかねますけれども、協議の申し出は可能だというふうには考えます。

○道祖委員

今回補正予算も組まれておりますが、その中に予算があるわけですから、売り払い益とかが。

仮契約ですけれど、これは、ほかはここで委員長に調査をお願いして、いろいろな時間の問題もある。26日までにできればいいんですけど、できないような状況も相手方もあるでしょうし、天候の問題もあるでしょういろいろあるでしょう。そのときにほかの議案とかそういうものに支障がないような対応は可能なんではないでしょうか。

○経済部長

ほかの今ご指摘の予算の関係については、申しわけございませんが十分に把握できておりません。仮契約の有効性につきましては、いついつまでに、議決が必要というようなことではございませんので、そういう仮契約ではございませんので、その分についてはあくまで議決をもって成立ということで、仮契約をいたしております。

○道祖委員

委員長にお願いですが、質疑をいろいろ重ねてまたお聞きして、昭和38年からの鉱業権設定で、これを手放そうとしているその時間的経過もありますんで、その時点からのやはりご指摘のように地域の社会の変化、地域の変化というのもあるでしょうから、ぜひ現地を見させていただきたいと思いますが、そういう取り計らいをしていただけないでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:59

再開 13:00

委員会を再開します。

今道祖委員からありました現地調査っていう分は、また別途、皆さん委員と話りたいというふうに思います。それ以外に、ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

いろいろ話を私ずっと聞いていたんですけど、現地の方の陳情を受けたり、市の報告を受けたりいろいろしています。私も6月の議会からちょっとこの話聞いたもんですから、初めてでよくわからなかったんですけど、どうもここで採決を出すということは、この案件に関して、非常に重いと私思っています。まだもう少し汗かいてもらって、昨日ちょっともうこれでいっばいっばいと言われてましたけど、もっともっと市のほうの方も職員の方も飯塚市のことを思ってやってあると思うんですよ。一生懸命ね。何があってもやっぱり現場の方の、地域の方あつての飯塚市ですから、その辺もすり合わせはどれだけ時間を使ってでも、我慢して納得のいく線に持って行ってもらいたいなというふうに思います。双方が納得せんで、見切り発車というのは非常にこの委員会でもきついで、継続審査に、請願とともにあわせて、継続審査ということに持っていきたいと。12月まで、もう一度持っていきたいというふうに思っております。それで委員長にその話をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○委員長

ただいま、「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件について、継続審査としてほしい旨の申し出がありました。この申し出については質疑が出尽くした後、挙手採決でお諮りしますのでよろしくお願ひします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ないようですからお諮りします。「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件については、継続審査との申し出がっております。「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件を継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

全会一致。よって「議案第116号」及び「請願第1号」、以上2件についてはいずれも継続審査とすることにいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 13:02

再開 13:59

委員会を再開します。平山委員から「有害鳥獣対策及び森林整備について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。平山委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。平山委員に発言を許します。

○平山委員

今、県道、市道、そこの道の横の田んぼまで、もう全部イノシシ避けとか鹿避けが、全部ありとあらゆるところに張ってあります。そういう中でイノシシが出たとき、鹿が出たときになかなか飯塚市に頼んでも、さっとわなをしかけてくれないというようなそういう話も聞いております。そういうこれだけのイノシシ、鹿それに今アナグマとかいろんな小動物もでてきているらしいんですね。そういうことにどういうふうな対策をとるのか、それに引き続き、今竹林が非常に荒れておると。そういう対策も、今後どのようにしていってくれるのかということ、質問をしたいと思って所管事務調査を出しております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「有害鳥獣対策及び森林整備について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「有害鳥獣対策及び森林整備について」を議題といたします。平山委員に質疑を許します。

○平山委員

簡潔にいくようにしますので、担当はよろしく願いいたします。有害鳥獣被害につきましては、これまでも飯塚市としてさまざまな対策を講じてこられたと思います。現在も対応されていることと思います。まず初めに、市内で有害鳥獣が出没した際、どのような対応の流れになっているのかについてお尋ねいたします。

○農林振興課長

対応ということですがけれども、本庁・支所を含めまして、有害鳥獣出没の連絡をいただきますと、飯塚市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行しております有害鳥獣捕獲員に連絡をとりまして、対応可能な捕獲員に市職員が同行しまして、出没現場や被害現場の確認を行っております。次に、有害鳥獣の侵入経路の追跡や箱わな設置可能な場所などを確認した上で、捕獲方針を決定した後に箱わななどを設置し、駆除を行うのが一般的な流れとなっております。

○平山委員

大体流れはわかりました。非常にもうどこの地区でも、イノシシとか鹿が出て来ているということで、有害鳥獣出没時の流れを今ちょっと聞きましたけど、大体年間を通じてどれぐらいの有害鳥獣の数がいるのか、お答えをお願いいたします。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除数についてですがけれども、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマ、カラスの合計となりますけれども、平成29年度が1812頭、平成30年度が1771頭、令和元年度が7月末現在で616頭となっております。平成30年度の捕獲数を鳥獣別で申しますと、イノシシが1197頭、鹿が483頭、アナグマが26頭、アライグマが18頭、カラスは47羽となっております。

○平山委員

アナグマ、アライグマ、こういうのも本日常的に出没しているということですね。特にイノシシの数がものすごくすごいですね、本当に。こういう数がおる中で、私は本当に非常に想像していたよりも多く感じました。以前、箱わなを設置すると、定期的な見回りが必要であるが、有害鳥獣捕獲員が少ないため、機敏な対応ができないということで、やっぱり駆除がいつ

ばいきていると聞いているんですよ。そして今、飯塚市における登録されている有害鳥獣捕獲員の人数とあわせて、有害鳥獣対策用に保有しているわなの種類とその数量についてお答えください。

○農林振興課長

現在、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、市内で活動されている有害鳥獣捕獲員は50名となっております。有害鳥獣捕獲員50名の内訳につきましては、飯塚地区が19名、穂波地区が5名、筑穂地区が11名、庄内地区が10名、穎田地区が5名となっております。

次に、有害鳥獣対策用に保有しておりますわなの種類とその数量につきましては、イノシシや鹿を捕獲する際に使用する大型の箱わなが39個、小動物を捕獲する際に使用する小型の箱わなが14個となっております。

○平山委員

今、市内で活動されている捕獲員は今50名と聞きました。その中で、穎田地区は今5名となっておりますが、私が聞いた話では、穎田地区の捕獲員で実際に動いているのは1人しかいないと聞いているんですけど、ここの数はどうなっているんですか。そこを把握したことはありますか。

○農林振興課長

穎田地区の5名につきましては、一応、有害鳥獣駆除証を出している方でございますけど、今質問議員が言われますように、活動されてる方につきましては、ご高齢のこともありまして、今現在1名程度で動いてるということはちょっと聞いております。

○平山委員

それでは、そういう手薄な中であちこちからわなをかけてくれという、そういう連絡があった場合は、その地区の駆除員だけでは対応できないと思うんですけど、そういう場合はどのように対応するのでしょうか。

○農林振興課長

今議員おっしゃいますように、穎田地区のように少ないところ、穂波地区もそうなんですけども、他の地区と比べますと、少し人数が少ないところがございますけども、過去に地区内の有害鳥獣捕獲員での対応が難しかった案件につきましては、昨年もございましたけれども、有害鳥獣に係る許可証を発行いたしまして、穎田地区に隣接しております福智町にいらっしゃいます有害鳥獣捕獲員の方に対応を依頼し、駆除した実績などもございます。今後もそれぞれの地区の有害鳥獣捕獲員での対応が困難な場合につきましては、有害鳥獣捕獲員間の連携はもとより、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を構成しております嘉麻市、桂川町との連携を図りながら、引き続き対応策を講じてまいりたいと考えております。

○平山委員

私は最初に質問しました中で、大型の箱わなが39個、小型の箱わなが14個ですね。他の宮若とか、そういうところから比べたら、箱わなの数が少ないんじゃないかなと思って考えておったんですけど、幾らあっても捕獲員がいなかったら大変だと思うんですよ。本当。それで今後やっぱりその箱わなと、わなを仕掛ける有害鳥獣捕獲員ともに不足がないようになんか、市で何か広報を出して、そういう免許を取る人がいないとか、そういう声かけを大にしてほしいと思うんですけど、そういう考えはありますか。

○農林振興課長

今議員がおっしゃいましたように、捕獲員の数が少ないので、皆さんに広く周知をして募集を図ってはということでございます。今行っておりますのが、猟友会とも協力いたしまして、また関係地区の有害鳥獣協議会とも協力しまして、その辺で全体的にやっぱり今の捕獲員の皆さんが高齢化でございますので、若い皆さんに何とかこういった活動に参加していただくように協議会、猟友会とも連携いたしまして、今後周知を図っていきたいと思っております。

○平山委員

よろしく申し上げます。本当に今各地域でもう家の横までイノシシが出てきて、もう女性1人で住んでいるところは、もう夕方はもう出きらんって言ってるんですよね。一つ一つ大変だと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

それで今それだけのイノシシ、鹿、アナグマ、いろんなのが出てくるということは、一つの原因としては、やっぱり里山が荒廃し、竹林が増加していることもあるのではないかと私は思っております。現在市内には里山林保全や竹林整備等を目的として活動している市民団体が三つありますが把握されておりますか。

○農林振興課長

現在市内におきましては、「里山を守ろう会」、「八木山里山めぐみ塾」、「里山、水、竹、土のめぐみ塾」の3つの市民団体が里山林保全、竹林整備等を目的として、市内で活動されておられます。

○平山委員

私も先日、この市民団体の方々と森林整備の研修会においてお会いする機会がありました。その中で、森林整備を行っている中で、伐採した竹の処分に苦慮されているという話を聞きました。伐採した竹を粉碎処理できるような機械があれば、もう本当に荒廃した竹林を伐採した後に、処理が十分できるということで、機械がほしいという話がありました。そういうことで竹林整備が進んでいけば、有害鳥獣被害もだんだん減少していくのではないかと考えますが、飯塚市としてこのような機械を市民団体に貸し出すといったような活動支援を行うことはできるでしょうか。

○農林振興課長

現在、本市といたしましては、市民団体の方に貸し出し可能な粉碎機については所有をしておりませんので、今すぐ貸し出しをするといった活動支援を行っていくような整備ができていない状況でございます。

○平山委員

現在は貸し出し可能な粉碎機は所有されていないとの答弁でしたが、このような竹林整備を初めとした森林整備などについて、現在検討されているものがあるかお尋ねいたします。

○農林振興課長

現在検討ということでございますけども、国の定めた温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創出され、森林環境譲与税につきましては今年度より国からの譲与が始まることとなっております。この森林環境譲与税の運用を図り、森林の整備やその促進に関する施策の財源に充てていくために、午前中に議案審議いただきました森林整備基金条例を上程しております。今後、さまざまな施策に有効活用できますよう、現在、情報収集を行っているところでございますが、質問議員がおっしゃいますような粉碎機の導入についても、有効な活用策の一つになると考えております。

○平山委員

今、国から譲与される森林環境譲与税を積み立てるための基金が森林整備基金という答弁がありました。この森林環境譲与税と森林整備基金の内容と使途について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○農林振興課長

森林環境譲与税につきましては、今年度より国から市町村及び都道府県に対しまして毎年譲与されるものでございます。市町村の私有林人工林面積、林業従事者数、人口を基準として算出され、譲与されるものであり、今年度の本市への譲与額につきましては、福岡県の試算でございますが、1053万円となっております。その使途につきましては、森林環境譲与税創設

の目的であります森林吸収源対策として効果が高い間伐などの森林整備や、放置竹林対策を初めとした事業に活用していくこととしております。あわせて、福岡県の作成しました森林環境譲与税ガイドラインに示されております活用方針に沿った形で有効活用できるように、今回の定例会において、森林整備基金が創設された場合という条件を付しまして、庁内の各課に対しまして具体的使途の有無について、照会を8月16日より行っている状況でございます。また、本定例会におきまして議決をいただいた後には、市民の方々に対しましても、その具体的な使途についての意見募集を今後予定しております、そこで得られたご意見等を総合的に判断しながら、より地域の実情に即した施策を実施していきたいと考えておるところでございます。

○平山委員

意見募集の実施など、広く情報を集めていただき、飯塚市にとりまして有効的な活用をお願いいたします。確認になりますが、先ほど少し話を出しました市民団体による竹林整備ですが、この基金を活用して粉砕機導入などの支援を行うことは可能でしょうか。

○農林振興課長

竹林整備の場合は通常、伐採した竹を野積みにして時間をかけて徐々に腐敗していくのを待つというのが一般的な方法となっております。しかし、竹が腐敗していくスピードよりも竹が成長し広がっていくスピードのほうがはるかに早く、整備しても追いつかないのが現状でございます。質問議員がおっしゃいますように、伐採した竹を粉砕機でチップ状にすれば早く土に戻すこともできますし、粉砕後発酵させ、肥料として利用すれば、有機堆肥としての利用価値が生まれてくることから、粉砕機を活用した竹林整備は有効策の一つと考えております。今後予定しております意見募集で集まった意見を参考にしながら、機械導入等の支援についても検討してまいりたいと考えております。

○平山委員

森林環境譲与税については、森林整備等に要する経費として国からの譲与は決定していますので、市民団体が実施しております地域における森林整備等につきましては、行政の業務を補完するものでありますので、前向きに検討してほしいと思いますし、ぜひとも、今言われた意見募集を実施していただき、里山林保全や竹林整備等を目的として活動している市民団体の方々を初めとした市民の思いを具現化できるように努めていただきますようお願いいたします。この質問をこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について」報告を求めます。

○産学振興課長

「厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について」ご報告いたします。掲載しております資料をお願いいたします。本事業は、雇用機会の不足や過疎化が進行する地域、災害復興に取り組む地域を対象に、地域の特性を生かした魅力ある雇用や、それを担う人材の維持確保を

図る取り組みに対し、厚生労働省が委託する提案公募型の委託事業でございます。飯塚市につきましては、平成30年7月豪雨による災害復興地域として本事業の地域要件を満たすこととなり、6月7日に事業提案、7月30日の評価委員会での全国審査を経て、8月30日に採択を受けたところでございます。本事業では、重点産業分野を選定する必要がありますことから、本市の特色である大学との連携などを踏まえ、製造業、小売業、情報関連産業を重点産業分野と位置づけ、製造業及び小売業のITの活用による事業所の魅力向上と、IT技術の習得等による人材育成、その両者のマッチングを図ることとしております。あわせて、Uターン人材や大学生の地域内定着のための取り組みを行います。事業内容の詳細につきましては、現在関係機関と検討を進めているところでございます。また、委託先は協議会となりますことから、飯塚市、飯塚商工会議所、飯塚市商工会等の関係機関で構成する協議会を設置し、アイタウン2階に開設しておりますつなぐカフェ@飯塚を協議会事務所としまして、事業推進員2名を配置することとしております。委託費につきましては、資料1ページの下段部分でございますが、採択を受けた事業にかかわる事業費の全額が委託費となります。初年度につきましては、2068万9千円、2年目の令和2年度が3587万4千円、3年目の令和3年度が3880万円となります。なお、年度ごとに厚生労働省が事業継続の判断を行うこととなっております。今後、商工観光課との連携のもと、大学や産業支援機関のノウハウを活用し、魅力ある雇用づくりを進めるため、大学、商工関係団体、経済団体等の多様な主体の参画を得て、広角的な事業の推進を図ってまいります。なお、2ページ目の下段その他のところに記載しておりますように、厚生労働省の委託費は、事業終了後の精算払いを原則としておりますので、予算の流用や次回定例会補正予算での財源確保をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アジア経済交流推進事業視察ツアー（ベトナム・ミャンマー）について」報告を求めます。

○国際政策課長

「アジア経済交流推進事業視察ツアー（ベトナム・ミャンマー）について」ご報告させていただきます。本市におきましては、中小企業者等において深刻化する労働力不足の解消、海外への販路拡大や企業進出に向けて、本年度よりアジア経済交流推進事業に現在取り組んでいるところでございます。本市におきましても外国人技能実習生は年々増加しており、特にベトナム人技能実習生が最も増加していることから、本年4月に、ベトナムにある本市へ優秀な人材を送り出してくれる技能実習生の送り出し機関を現地視察しました。さらには、ベトナムは高い経済成長率での発展途上であり、販路拡大等も大いに期待できる地域であること。さらには将来を見据えて、ベトナムに次いで発展を遂げつつあるミャンマーにも目を向けることとし、技能実習生の受け入れや販路拡大事業に取り組もうとする市内中小企業者などを対象に、ベトナム及びミャンマーの視察を行うものです。日程につきましては、本年11月11日から16日まで。訪問先につきましては、ベトナムはハノイ市、ミャンマーにつきましてはヤンゴン市を予定いたしております。定員につきましては10名程度。応募多数の場合は抽せんを予定いたしております。対象者につきましては、ベトナム及びミャンマーからの技能実習生受け入れや販路拡大事業に取り組むことを検討している中小企業者を優先といたしております。参加費につきましては14万円。なお、参加費の3分の1以内において市から補助を予定いたしております。以上簡単ですが、アジア経済交流推進事業視察ツアーについて説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博委員

一点だけお尋ねします。まだ募集期間ですけれども、現時点でどのぐらいの参加募集がっておりますか。

○国際政策課長

今現在におきましては2社申し込みが出ております。その他問合せ、内容の説明等を5、6社しておりますので、定員近くぐらいまで募集があるものではないかと推定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「『スタートアップワールドカップ 2020 日本予選 九州大会 in 飯塚』の開催について」報告を求めます。

○国際政策課長

それでは、「『スタートアップワールドカップ 2020 日本予選 九州大会 in 飯塚』の開催について」ご報告をさせていただきます。本大会はアメリカのシリコンバレーで起業支援をしている世界的な投資家アニス・ウツザマン氏が代表を務めておりますペガサステック・ベンチャーズが主催するスタートアップワールドカップです。世界30カ所以上で予選を行い、各地域で優勝した1組をアメリカシリコンバレーのサンフランシスコに招待して決勝戦を行うもので、見事優勝した起業家には1億円の投資賞金が与えられる世界最大級のスタートアップイベントです。昨年9月9日に日本予選の前哨戦といった形で初めて九州大会を開催いたしました。九州大会の上位2社は日本代表を務める東京大会への出場権を得るもので、昨年に引き続き、飯塚市との共催で開催を行うものです。本年度の「スタートアップワールドカップ 2020 日本予選 九州大会 in 飯塚」につきましては、本年10月5日、土曜日、15時から予定をいたしております。場所につきましては、嘉徳劇場で開催を予定しております。以上簡単ですが「『スタートアップワールドカップ 2020 日本予選 九州大会 in 飯塚の開催』について」説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」報告を求めます。

○穂波支所経済建設課長

「市道上における車両損傷事故について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は令和元年8月4日、日曜日、午後9時ごろ、枝国地内におきまして、相手方車両が横田方面から若菜方面に走行中、市道上にできた、約50センチ掛ける30センチ掛ける深さ10センチのポットホールにはまり、左側前後のタイヤホイールを破損させたものでございます。相手方に人身傷害はありませんでした。現在保険会社と協議を行い、市の過失割合は40%で示談交渉中でございます。今後は管内の巡回、情報収集を強化し、再発防止に努めてまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。